

精神障害及び自殺に関する海外の労災補償制度について（調査結果）

○アメリカ合衆国

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か

精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

(※) なお、アメリカの労災保険の運営主体は、①民間保険主体、②使用者による自己保険、③州政府運営保険基金、及び④連邦政府の4つがあるが、以下の記述は④連邦政府に関するものである。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。
- ・ 長期間にわたる長時間労働などの慢性的ストレスを原因とするもの。

ただし、対象となるためには超過勤務がどのような条件下で行われたかの検証が必要。業務命令による義務的な超過勤務であれば対象となるが、自発的な超過勤務は業務外と看做されるため対象とはならない。

- ・ 上司とのトラブルを原因とするもの。

ただし、上司が上司としての職分を超えた行動をしたことの立証責任は労働者側にある。管理的事項（休業制限、休暇の却下、業務評価等）に起因するものは対象とならない。

- ・ セクシュアルハラスメントを原因とするもの。
- ・ 業務が原因であると労働者が主張するものすべて。

（労働者の主張は事実関係の真偽を踏まえて業務上外判定の検討対象となる。）

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

判断上の運用基準はなく、事案の内容に応じて個別に判断される。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

なし。

○イギリス

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か
精神障害は対象としているが自殺は対象としていない。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

精神医学上又はストレスに起因する疾病（例えば心的外傷後ストレス障害、うつ病など）については、それらが予見、予期できなかった場合、医学的証明を基礎として、身体傷害と判断される可能性がある。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

なし。

○イタリア

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か
精神障害は対象としているが自殺は対象としていない。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。
- ・ 長期間にわたる長時間労働などの慢性的ストレスを原因とするもの。
- ・ 上司とのトラブルを原因とするもの。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

イタリアでは職業病リストは、以下の3種類がある。

- ① 労働に起因した可能性が高い障害。
- ② 原因が労働と関連する可能性が低い障害。
- ③ 原因が労働に関連する可能性しかない障害。

こうしたリストの最新の改訂は2009年12月11日に行われ、2番目のリストに「労働管理の機能不全から生じた心因性の障害」が盛り込まれている。

当該カテゴリーには精神障害、ストレス疾患などが含まれている。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

なし。

○フランス

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か
精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。
- ・ 長期間にわたる長時間労働などの慢性的ストレスを原因とするもの。
- ・ 業務が原因であると労働者が主張するものすべて。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

労働事故として給付するためには、明確に事故の事実が特定される（例えば、勤務時間中に勤務場所で激しい口論、勤務中に勤務場所で首つり死）とともに、その精神障害が当該事故に起因するものでなければならない。

職業病として給付するためには、初級疾病金庫（※）は、申告された病理と被害者の通常労働との間に直接的かつ本質的な関係の証明があることについて、職業病の承認に関する地方委員会の判断を求める。ただし、被害者が25%以上の障害（比較的重度の後遺症）又は死亡に至った場合のみである。

（※）公的医療保険には、加入者の種類によって、一般制度、特別制度、自営業者を対象とする制度、農業従事者を対象とする制度に大別され、そのなかでも民間商工業の被用者を対象とする一般制度は国民の80%をカバーしている。

初級疾病金庫は、一般制度の実質的な給付事務を行っている組織である。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

自殺に関する申し出数は毎年約60件であり、その3分の1程度は労働事故として認定されている（この数字は一般制度（※）の加入者についてのもの）。また、職業病についての精神障害の申し出数については、25%以上の障害が稀であり、少ない。

（※）公的医療保険のうち、民間商工業の被用者を対象とする制度で、国民の80%をカバーしている。

○ドイツ

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か 精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

(※) 精神的疾患は法律上の要件を満たさないため、職業病リストに掲載されていない。

しかしながら、労働災害の結果として（さらには自殺に至ることもあ
る）精神障害は、特に心的外傷後ストレス障害（PTSB: posttraumatische
Belastungsstörung）として認められる。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

ドイツでは、社会法典第7編第8条第1項（※）の労働災害の法律上の定義
及び因果関係の要件を除き、どのような場合に労働災害の結果として精神的疾
患が認められるかについては確立した基準はない。

(※) 社会法典第7編第8条第1項

- (1) 労働災害は、第2条、3条又は6条に基づく保険保護により根拠づけ
られた勤務活動（保険対象となる勤務活動）における被保険者の事故で
ある。当該事故は、時間的に限定された、外部から身体上に影響を及ぼ
す出来事であり、健康障害又は死亡をもたらすものである。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

なし。

○スウェーデン

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か
精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。
- ・ 長期間にわたる長時間労働などの慢性的ストレスを原因とするもの。
- ・ 上司とのトラブルを原因とするもの。
- ・ セクシュアルハラスメントを原因とするもの。
- ・ 業務が原因であると労働者が主張するものすべて。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

労災は、事故又はその他の仕事における有害な影響（harmful influence at work）を原因とした障害に適用される。「仕事における有害な影響」の判断においては、職場環境において身体又は精神に悪影響を与える蓋然性の高い要因が考慮される。この要因には、執務環境や業務内容、業務の状況も含まれる。

労災の認定は、当該疾病が仕事に関連してのものである可能性がその逆よりも高ければそのように推定するとの考え方をベースに、医学的データ及び当該者や職場等に関する社会保険長担当職員の調査結果を総合的に勘案して、判断される。

ただし、会社の停止、仕事への評価の欠如、仕事や同僚への不満足あるいはこれらと同様の事情を原因とする精神障害については対象とならない（労働災害保険法第2章第1条において明記）。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

2009年において、疾病及び関連保険問題の国際統計分類（ICD）における「精神及び行動の障害（F00-F99）」の症状に相当する事案として、994件が申請され、うち227件が労災と認定された。

○カナダ

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か 精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

(※) なお、カナダの各州政府にあるが、以下の記述はオンタリオ州政府に関するものである。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

障害が直接労働に起因（例 - 外傷性精神的ストレス）する又は労働に関連する身体的傷害への反応として発症する限り、あるいは身体的な業務上傷害に対する治療に直接起因する（例 - 重度の骨格系外傷後の鎮痛剤中毒）限り、さまざまな精神障害に対して給付金受給が認められる。

ただし、労働者は、雇用主の雇用決定又は雇用活動の結果として起こる外傷性精神的ストレスに対して、給付金を受給する資格はない。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

業務上傷害又は疾患に対して以前に認定された請求に起因した自殺に対し、2008年には4件、2009年には7件の請求が認められた。

○オーストラリア

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か
精神障害と自殺の両方を労災補償制度の対象としている。

2. 以下は労災補償の対象となる精神障害の原因となり得る

- ・ 頭部外傷を原因とするもの。
- ・ 激しい事故の体験等の急性ストレスを原因とするもの。
- ・ 長期間にわたる長時間労働などの慢性的ストレスを原因とするもの。
- ・ 上司とのトラブルを原因とするもの。
- ・ セクシュアルハラスメントを原因とするもの。
- ・ 業務が原因であると労働者が主張するものすべて。

3. 精神障害を労災と認める場合の基準

補償を受ける資格があるためには、精神的障害のある請求者が、解雇、人員整理、移動、勤務評価、降格、懲戒処分などに関連して雇用主がとった正当な行動に、障害が全く関係していないことを示すことができなければならない。

さらに、州によって異なる、精神的障害に関する数多くの排他的条項が存在する。ただし、上記の条件は10の制度で共通である。

4. 労災保険に関連する精神障害や自殺に関する統計

オーストラリア安全保障評議会の労働安全衛生統計報告書によると、2007～2008年の非致死性精神障害者からの請求は6180件、致死性精神障害者からの請求は1件であった。上記と同様に、この死亡が自殺によるものかどうかは明確になっていない。

○ E U

1. 労災補償制度において、精神障害や自殺を補償の対象としているか否か

E Uにおいては、各加盟国の労災補償制度における補償対象の範囲を決定する権限は各加盟国にある。したがって、個々のケースについて、当該傷病が業務に起因するものであるか否かを判定する基準の策定権限も加盟国にある。

- (1) 労災補償に係るE Uの基本枠組を規定したものとしては、欧州委員会による勧告（「職業病の一覧に関する欧州委員会勧告」2003/670/EC）が挙げられる。勧告の性質上、これにより加盟国を法的に拘束するものではないが、欧州委員会としては、加盟国において、同勧告の基本原則や個別の勧告事項を制度化することを推奨している。
- (2) 同勧告は、主として、次の内容が各国制度に最低限盛り込まれることを求めるものである。
 - ① 業務起因性が科学的に認知されている傷病としてリスト化した傷病について、労災補償及び予防措置の対象とすること。（注：同勧告別添1が当該リスト。精神障害については含まれていない。）
 - ② ①のリストに含まれていない傷病のうち、業務起因性が科学的に証明し得るものについて、労災補償の対象とすべく努力すること。（注：特に必要度の高いものについて、同勧告別添2によりリスト化。精神障害については含まれていない。）
 - ③ ①のリストに掲げた傷病に係る効果的な予防措置を開発、向上させること。
 - ④ 業務に起因する傷病の削減率について、目標を設定すること。（特に①のリスト掲載の傷病について）
 - ⑤ データ収集、業務に起因する傷病（特に②のリスト掲載の傷病及び精神障害について）に関する研究を促進すること等。
- (3) 今後、欧州委員会においては、同勧告の施行状況等に係る委託調査を2012年半ばを目途に終了させるとともに、これと並行して、同勧告による現行の制度枠組みの改善に向けた内部検討を行う予定である。
- (4) 欧州委員会によれば、上記プロセスの中で、精神障害についても、いくつかを労災補償の対象とするよう同勧告に追加等することも検討・措置の対象となりうるが、制度改正に際しては、労使をはじめとするステークホルダーへの協議が伴うため、現時点では予断できないとのことである。